

令和4年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第2号）

令和4年7月4日（月）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 一般質問 】	1
日程第2 一般質問	
(1) 6番 鈴木 満 君	1
(1) 災害に強い町づくりを担う「町の自主防災組織等」の活動 状況等について	
(2) 高齢化に対応した「町婦人消防協力隊」の在り方について	
(3) 学校教育における「防災教育」の在り方について	
(2) 3番 近 藤 聖 君	9
(1) 役場新庁舎周辺の環境整備について	
(3) 4番 山 崎 邦 廣 君	21
(1) 小規模農業の振興について	
(4) 5番 柴 田 勇 雄 君	28
(1) 新庁舎への移転日程とこれに伴う業務対応等について	
(2) 町で管理する道路・橋梁等の長寿命化への取り組みについ て	
(3) 町内中学校の休日における運動部活動の「地域移行」に当	

たつての取り組み等について

令和4年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第2号）						
告示年月日	令和4年6月23日（木）					
再開年月日	令和4年7月1日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和4年7月4日（月） 開議10時00分 散会13時53分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	3 番	近藤 聖		6 番	鈴木 満	
会議の書記	議会事務局長	檜木 幸夫		議会事務局長補佐	金子 桂子	

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行
	副 町 長	觸澤 義美	建設水道課長	和野 康弘
	教 育 長	鹿崎 良宏	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	松尾 さゆり
	農業委員会 会長	深澤 進	まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
健康福祉課長	触沢 誉			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (高宮一明君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、3番、近藤聖君及び6番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。今回の定例会議には、4名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質問あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。最初に、6番、鈴木満君。

6番 (鈴木満君)

おはようございます。6番、鈴木でございます。

私からは、災害に強い町づくりを担う町の自主防災組織等の活動状況等について質問させていただきます。

災害は忘れた頃にやってくるということわざがありますが、過去を振り返ってみますと、本町におきましても、台風や発達した低気圧の影響等から集中豪雨に見舞われ、河川の氾濫により、床上、床下浸水、さらには町道をはじめとした公共土木施設災害や農地、農業施設災害等の甚大な被害を受けてきたところでございます。特に平成18年10月に発生しました台風16号では、72時間で雨量が383ミリという歴史的な降水量を記録し、元町川が氾濫し、町では初めて地域住民に対する避難勧告を発令しましたが、残念なことに人的被害は死者1名、またその被害も約40億円となり、甚大なものでありました。また、最近では、平成28年8月の台風10号では、馬淵川の氾濫や沢の増水により、家屋への浸水や田畑の冠水などの大きな被害が発生したところであります。

地震災害につきましては、本町では幸い、これまで大きな被害は発生しておりませんが、東北地方においては、これまで幾度となく地震や津波の被害を受けております。大規模災害が発生しますと、役場などの公的機関の機能が著しく制限されます。これは、町の職員や庁舎などの防災機関自体が被災するからであります。東日本大震災では、沿岸の多くの自治体の庁舎が津波によって破壊され、たくさんの職員が亡くなりました。行政機能が麻痺すると、その間の被害者の救出といっ

た公的な応急対策は遅れることとなります。しかし、仮に役場などの公的機関が被災を免れたとしても、大規模災害の場合、役場などの公的機関に応急対策の全てを依存することは難しくなると考えられます。

近年日本列島は地震の活動期に入ったとする専門家の見方があります。また、国の地震調査研究本部は、2020年3月に将来の地震の発生確率を公表していますが、今後30年以内に、日本のどこでも震度6弱以上の揺れに見舞われる可能性があると言われております。

このような状況の中で、平成25年12月13日には、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、消防団を将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として位置づけ、装備の改善や団員確保等も進めるとともに、自主防災組織等についても援助することを定める、地域防災力の充実強化を図ることを目的としています。本町においては、これらの法律の趣旨を踏まえ、消防団を中心とした地域防災力の充実強化のため、装備等の改善については、毎年、年次計画で実施してきており、また今年度は、団員の処遇改善のため、団員報酬や出動手当の引上げを予算措置していただいたところであります。

一方、町の自主防災組織等においては、自主防災隊や婦人消防協力隊等が組織され、活動しておりますが、それぞれ課題を有しているところでもあります。今後とも町と一体となり、情報共有しながら、住民の安心、安全のため、防災、減災対策

等に取り組んでいく必要があると考えております。そこで、次の事項について質問したいと思います。

まず1点目ですが、町の自主防災隊の活動状況についてであります。大災害が発生した場合、交通の寸断、通信手段の困難、火災の発生など、町や消防、警察などの速急な援助を得ることは難しい状況になることが予想されます。このようなとき自主防災隊などが中心となり、地域の人々が協力し合って防災活動を進めることがとても大切であります。本町には28地区の自治会等に自主防災隊が結成されているわけですが、防災計画を立案し、防災訓練を実施しているところは何隊あるのかお伺いいたします。

また、自主防災隊の資材及び資機材の保有状況についてお伺いいたします。万が一災害が発生した場合、自主防災隊において、情報連絡用資機材をはじめ、援助用、救出、避難用資材、機材、さらには防寒対策用の毛布などが必要になると考えられますが、保有状況はどうなっているのでしょうか。

次に、2点目ですが、高齢化に対応した町婦人消防協力隊の在り方についてお伺いいたします。町婦人消防協力隊は、昭和56年12月、町や消防団の指導等を受けながら、町民の防災意識を高揚し、自主防災体制の確立と福祉の増進を図り、安全で住みよいまちづくりに寄与することを目的に設立され、40年余りの長きにわたり活動してきておりますが、近年高齢化の進行により、婦人消

防協力隊の成り手が少ないという課題があると伺っております。特に分団長会議や消防演習等の様々な行事への参加要請が多いことから、婦人消防協力隊に入りたいがらないという声があるのも事実であります。高齢化の急激な進行という時代に対処した組織づくりについて、町は指導力を発揮すべきではないかと思いますが、その考え方を伺いいたします。

次に、3点目ですが、学校教育における防災教育の在り方について伺いいたします。東日本大震災では、児童生徒や教職員等の学校関係者の死亡、行方不明者が700名を超え、その規模は甚大であり、被害が広範囲に及びました。町の国土強靱化地域計画では、岩手の復興教育プログラムに基づき防災教育を行っているとしていますが、地域の特色を理解し、地域と連動した学校防災の取組が必要と考えておりますが、本町ではどのように進められているか伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問にお答えを申し上げます。

1件目の災害に強い町づくりを担う町の自主防災組織の活動状況についてお答えをいたします。1点目の町の自主防災隊の活動状況等につい

てありますが、町内で結成する自主防災隊は現在28隊あり、自治会単位で単独組織、合同組織のいずれかで構成され、町内全ての世帯が自主防災隊に属している状況にあります。

自主防災隊の主な役割といたしましては、災害発生の危険性が高まる状況において、町災害対策本部が地区センターなどで開設する避難所の運営、地域の高齢者などの要支援者に対する避難支援などのほか、平時においては避難訓練や防災研修会を開催し、地域住民の防災意識と防災力の向上に努めていただいております。また、町では平成29年度から防災対策専門員を配置し、自主防災隊の活動に係るマニュアル作成のほか、自主防災隊が開催する避難訓練や防災研修会への講師派遣など、自主防災隊の主体的な活動を支援してきております。

こうした中、令和2年7月豪雨の際には、町内29か所に避難所を開設したところ、自主防災隊においてはスムーズな避難所の開設と運営が行われたところでありまして、日頃からの活動による成果を実感いたしましたところでもあります。町では引き続き、災害対策において重要な「自らの命は自らが守る」の意識を徹底し、住民一人一人の防災力の向上はもとより、地域が一丸となった共助による地域防災力の向上に努めるとともに、必要な支援を今後も講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目の自主防災隊における防災計画の策定等についてであります。東日本大震災の教訓

を踏まえ、平成 25 年に改正された災害対策基本法において、国や自治体に取り組む公助のほか、自分自身の身を守る自助、地域のコミュニティーなどで互いに助け合う共助に関する規定が新たに追加されたところであります。これまで国レベルの総合的かつ長期的な計画として防災基本計画が、都道府県や市町村を単位とした計画として地域防災計画がそれぞれ策定されていたところではありますが、この法改正に伴いまして新たに市町村内の一定の地区の居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画として、地区防災計画の制度が創設をされたところであります。

地区防災計画は、地域防災力を高めて地域コミュニティーを維持、活性化することが目的とされており、地域コミュニティーのメンバーが協力して防災活動体制を構築し、自助、共助、公助の役割分担を意識しつつ、災害時において、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきかなどについて規定をするものであります。

また、地区防災計画の規定につきましては、市町村防災会議が地域の意向を踏まえつつ市町村地域防災計画に規定する場合と、地区居住者等が地区防災計画の素案を作成して、市町村防災会議に対して提案を行い定める場合の 2 つの方法によるものとされております。当町におきましては、現時点で法制度に沿った地区防災計画は作成されておきませんが、それぞれの実情に応じて、非常時に備えた自主防災隊の組織体制を整備していただいているところであり、今後地区防災計

画の策定を希望する自主防災隊に対しましては、策定に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、3 点目の自主防災隊の資材、保有状況についてであります。町では、平成 23 年の東日本大震災を教訓に、平成 23 年度以降、各地区センターに太陽光発電設備や小型発電機の整備を、平成 24 年からは自治総合センターコミュニティ助成金を活用し、ヘルメットや簡易救助器具などの活動用資機材を整備してきたほか、寝袋やアルミロールマットなどの指定緊急避難所で使用する物品を各自主防災隊に配備しているところであります。あわせまして、収容人数が多くなる指定避難所で使用する物品、備蓄食料品や飲料水については、必要に応じて各避難所等に配付できるよう、複数箇所町が分散管理をしているところであります。

また、このほかにも各自主防災隊において、自助、共助の考えに基づき、地域の実情に応じた資機材等を整備している状況にあることを認識いたしておるものであります。

次に、2 件目の高齢化に対応した町婦人消防協力隊の在り方についてお答えをいたします。町婦人消防協力隊は、昭和 56 年に、町民の防災意識を高揚し、自主防災体制の確立と福祉の増進を図り、安全で住みよいまちづくりに寄与することを目的に、本部及び 18 の分隊で組織、結成され、現在は総勢 222 名の隊員により構成をされているものであります。

そうした中、婦人消防協力隊においては、高齢化の問題のほかにも、隊発足から 40 年以上が経過をし、生活様式や社会状況が変化しており、特に東日本大震災後においては、広域的災害への対応や災害発生時に求められる活動、さらには地域コミュニティによる自主防災組織の結成など、隊を取り巻く環境が大きく変化しているところでありまして、こうした状況の変化を踏まえまして、組織の在り方を検討する、そういった時期を迎えているのではないかと感じているところがあります。

次に、3 件目の学校教育における防災教育の在り方についてお答えをいたします。国では近年、地震、台風、集中豪雨、火災等の様々な災害が発生をし、今後は南海トラフ地震や首都直下地震など、さらに大規模な災害が発生する可能性も高いとされていることを踏まえ、令和 3 年 12 月に児童生徒に対する防災教育の実施についてを各都道府県に周知し、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していく防災教育について、その充実に取り組むとしたところがあります。

一方、岩手県におきましては、平成 23 年に発生した東日本大震災を教訓に、岩手の復興教育に取り組むとともに、学校防災・災害対応指針を作成し、防災教育の実施について、学校防災に関する計画等に位置づけ、推進しているところでありまして。こうした状況を踏まえ、町内の各小中学校におきましては、学校安全計画や危機管理マニュアルを作成するとともに、避難訓練、消火訓練、煙

体験のほか、社会科見学を実施するなど、地域の実情に応じた体験型、実践的な防災教育に取り組んでいるところであります。

また、幼少年期における防火及び防災思想の普及啓発を目的に、昭和 56 年に小屋瀬小学校区におきまして、さらには平成 8 年には小田小学校区におきまして、それぞれ少年消防クラブが結成され、活動を継続しているものであります。ほかにも、保育園におきましては幼年消防クラブが自主防災組織として結成されており、長きにわたる活動で、防災意識の高揚はもとより、防災教育の実践の場として取り組まれてきたところであります。

今後の防災教育の在り方につきましては、国が示しております、災害が発生した際、地域住民同士による避難誘導や救助といった共助の視点からの防災教育も重要であり、地域に密着して共助の役割を担っている消防団や自主防災組織の活動を児童生徒等が理解し、将来の地域防災力の担い手として育むことは、地域の防災力を高める上でも極めて有効との考えを踏まえまして、関係機関等々の協力を得ながら、体験的、実践的な防災教育の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

鈴木満君。

6 番（鈴木満君）

ありがとうございました。自主防災隊につきましては、今後それらを希望する地域自治会におきまして、ぜひ町としても支援を行っていただきたいというふうに願っております。

婦人消防協力隊についてちょっとお伺いしたいんですが、町としても今後のことを考えてまいりたいということですが、婦人消防協力隊の今後の活動方針というのはどのようになっていくのかお伺いしたいと思います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

副町長からお答えいたします。先ほど町長からも答弁しているわけですが、婦人消防協力隊は昭和 56 年に組織を結成しておるものであります。そして、結成当時の社会的な背景といたしまして、家庭内及び地域内における防火意識の高揚を図るとというのが、今回の大きな婦人消防協力隊としての目的であります。あわせて、地元消防団の活動の支援、さらには初期消火訓練、そしてまた応急処置の訓練等を実施しながら、災害時の災害防災対策に努めていただいていたところであります。

しかしながら、先ほど町長からも答弁しておりますように、高齢化が進行している中で、婦人消防協力隊の平均年齢も高くなってきておりまして、これまで実施してまいりました活動をそのま

ま継続することが難しい部分もあると、このようにも感じておるところであります。

一方で、災害発生時の避難所の運営、あるいは非常時に備えた防火対策において、女性の目線というのも大変重要視されているといえますか、そういう状況も、指摘もされておるものであります。

こうした状況を踏まえますと、これまでと同じ活動を全く同じようにすることではなくて、現在の町の状況、あるいはそれぞれの地域事情等に即した活動が求められていると、このように思っておりますし、また隊員の年齢構成に対して無理のない活動を検討していくことが必要であろうと、このようにも思っております。

一方で、婦人消防協力隊は、任意の自主防災組織であります。そういう位置づけでありますので、今後においては、組織の主体性も尊重しながら、今後の活動について協議してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

鈴木満君。

6番（鈴木満君）

ありがとうございます。協力隊それぞれの隊におきましては、やはり高齢化によりまして定員割れをしている協力隊もあるというふうに聞いておりますので、今後町として、そういう活動につ

きまして、強いリーダーシップを発揮していただきますようお願い申し上げます。

次の質問でございますが、避難行動要援護者名簿の作成についてお伺いしたいと思います。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する方、要配慮者のうち、災害発生時に特に支援を要する方々の名簿の作成が町に義務づけられたところであり、これを受け、町は町国土強靱化地域計画において避難行動要援護者名簿を作成するとしていますが、どのように進められているかお伺いしたいと思います。

議長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（触沢誉君）

お答えをいたします。町では地域防災計画に基づきまして、避難行動要支援者に関する情報、こちらにつきましては氏名、生年月日、住所等になりますが、を把握し、避難行動要支援者名簿を作成することとなっております。名簿に掲載する対象者につきましては、独り暮らし高齢者、または高齢者のみで構成される世帯、要介護認定3以上の高齢者、身体、知的、精神に重度の障がいがある方、妊産婦、幼児、難病患者、日本語を理解できない外国人と、在宅の方としておりまして、令和3年10月1日現在で1,839名と把握をしているところでございます。災害時の迅速な避難の支

援や安否確認を実施する際の基礎資料となることから、地域ごとに名簿を作成、併せて住宅マップを整備し、定期的に情報の更新をしているところでございます。

また、自力で避難することが困難、他者の支援がなければ避難できない方のうち、同意をいただきました293名の方につきましては、平常時におきましても、消防や町社会福祉協議会、民生委員などと情報を共有しているところでございます。今後高齢化のさらなる進行に伴いまして、支援が必要な方の増加が予測されることから、さらなる整備を図ってまいりたい、このように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

鈴木満君。

6番（鈴木満君）

ぜひ今後ともそのような体制でお願いしたいと思います。

次に、避難所運営マニュアルの策定についてお伺いしたいと思います。災害発生時の避難所運営は、極めて重要な課題であります。万が一地震や台風により大災害が発生した場合には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により多くの町民の方々が自宅での生活が困難になり、避難所において長期にわたり共同生活を営むことになる事態が考えられます。避難所は、各地区の自治会館、

生活改善センター、公民館などの集会施設などが指定されていますが、施設の構造や設備の面において、その機能を十分果たせるとは言えず、高齢者、障がい者等の災害時要支援者を含む方々に対して、運営面において細やかな配慮が必要となります。

そこで、避難所における共同生活を円滑に営むために一定のルール等を定めたものが避難所運営マニュアルと言われておりますが、避難所運営は特に地域住民の皆様方と町が連携しながら、一体となって進めることが重要であると考えておりますが、避難所運営マニュアルについて、その取組状況についてお伺いしたいと思います。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

避難所運営マニュアルのお尋ねでございましたので、お答えさせていただきます。災害が起きたときに避難する避難所の運営につきましては、全てが町で対応できるわけではないので、地区ごとに、自主防災隊、自治会、そういったものを中心に、自主的な運営で進めていただきたいというようなことで考えているところでございます。

そういった中で、町では令和3年2月に避難所運営マニュアルというものをつくりまして、各自治会、自主防災組織に配付をしたところでございます。したがって、今後はこの配付されたマ

ニュアルに基づいて、具体的にそれぞれの自治会ごとに、実際の災害が起きたときにどのようにするかというような訓練を平時から取り組んでいただければというようなことで、こちらのほうでは、防災対策専門員もおりますので、そういった人達を通じながら、日常から避難訓練等が、避難所の運営訓練等ができるような支援を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

鈴木満君。

6番（鈴木満君）

ぜひその支援等していただきまして、いざというときにはその訓練の成果が発揮されますようご祈念申し上げたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

ここで10時50分まで休憩します。

（休憩時刻 10時35分）

（再開時刻 10時50分）

議長（高宮一明君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。3番、近藤聖君。

3番（近藤聖君）

3番の近藤聖です。皆さん、大変ご苦労さまでございます。質問させていただきます。

役場新庁舎建設工事は、既に建物分がほぼでき上がりました。過日は、町長からご説明を受けながら内部の視察見学をさせていただき、間取りや各部屋の配置、工法の工夫などについて学習をさせていただきました。その際の説明によると、8月には内部工事もほぼ終わり、その後、町民の皆さんにも見学の機会を設けたいということでありました。多くの町民が期待し、楽しみにしていることと思います。

さて、工事の様子をずっと毎日眺めておりますが、真冬の厳寒の中での作業、それから土曜、日曜も中断することなく作業が続く期間があるなど、工事関係者の皆さんには本当に頭の下がる思いです。これから盛岡消防署葛巻分署棟の工事が続くわけですが、全ての工事が事故なく終わりますよう祈っております。

本日の私の質問は、新庁舎回りの環境整備等について伺います。建物の工事が終わり、引き続き庁舎前など、外構工事が進められております。これまで何度か工事説明があり、建物についてはある程度理解ができておりましたが、建物周辺の環境整備工事等については、駐車場の配置以外は細かい点が分からない部分がありました。新庁舎周辺の外構工事や周辺の環境整備について、私は令和2年9月議会で同じ趣旨の質問をさせてい

たいただきましたが、その時点では工事の進捗状況を見ながら総合的に勘案して進めたいというご回答で、具体的な内容については触れられませんでした。また、同じ質問の中で、町民の憩いの場としての空間、環境にしたいと、周辺環境についてですね、という回答をそのときいただいております。

新しい立派な庁舎ができ上がったことは、大変喜ばしいことです。それに併せて、庁舎周辺もまた、それにふさわしい環境や景観が望まれるのではないのでしょうか。現在では、本庁舎竣工を控え、周辺の環境整備についても計画が進んでいると思われまので、ぜひ町民の皆さんに方向性や具体的な内容についてお答えをいただきたいと思っております。そこで、2つ質問させていただきます。

1点目の質問は、今後外構工事はどのように進められるのでしょうか、その具体的な構想と内容を伺います。

2点目の質問です。新庁舎周辺の設置物の配置、それから今ある植物、残っている植物と言ったらいいのでしょうか、今ある植物等を含む植栽計画はどのようにしていくのか、考えを伺いたいと思っております。

以上2点、よろしくお願いいたします。

議長（高宮一明君）

葛巻町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。ご質問の役場新庁舎周辺の環境整備について、1点目の新庁舎竣工後の外構工事はどのように進められるのか、その構想と予定についてであります。新庁舎建設工事につきましては、令和2年12月24日の議会において、工事請負契約の締結に承認をいただき、令和3年3月6日の安全祈願祭後から仮設工事に着手し、間もなく完成を迎えようとしているところであります。

ご質問の外構工事ではありますが、現在1期工事のエリアとなっております敷地東側につきましては、庁舎棟の建設と併せまして、本工事の期間内に完成する予定であります。敷地西側につきましては、2期工事で発注する消防分署棟、車庫棟、大屋根広場の工事と併せて整備する予定としております。

また、外構計画につきましては、中心市街地にぎわい創出をする拠点として、各種イベントが開催できる十分なスペースと駐車台数を確保するとともに、一体的な敷地の有効活用を念頭に置き、段差や車止め、街灯など、敷地を分断する構造物を配置しない設計としております。

次に、2点目の新庁舎周辺の設置物の配置や残っている樹木などを含む植栽計画はどのように考えているかという質問であります。建築物を新築、工作物の新設、開発行為などを行う際は、その規模に応じて、景観法や県の景観条例などで規定する景観形成基準に配慮しなければならず、新庁舎の敷地においては、緑化率が10%以上、敷

地内の既存樹木の保存と活用などの配慮事項が示されております。そのうち新庁舎建設用地における緑化率10%以上は、面積に換算しますと580平米であります。一般的な駐車スペースの換算でいきますと、47台分相当の駐車スペースが必要となるものであります。

緑化率の換算対象となるのは樹木、生け垣とされており、芝生は面積に含まれないものとなっております。こうしたことから、駐車スペースを多用途な利用に供することができるよう、また冬場の除排雪の効率化を考慮し、緑化スペースにつきましては、敷地の北側、町道下町田子線沿いと、南側、町道茶屋場田子線沿いに集約することとしており、緑化率に換算することができるオオムラサキツツジを植栽する計画としているものであります。

また、既存の樹木などの植栽計画につきましては、新庁舎建設基本計画における外構計画での考えや景観形成基準に規定する配慮事項を踏まえるとともに、庁舎周辺の道路改良工事の計画なども調整を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

ありがとうございました。大体予想どおりだったのですが、恐らく庁舎を建設する最初からそう

いうふうなイメージも考えながら、担当の方々、熟慮されてここまで進んでいるのではないかと想像されます。ただ、新しい庁舎は今後40年、50年と利用されます。当然周辺の土地も同じであります。実際にでき上がってしまってから、やっぱり別な形のほうがよかったのではないかとか、これは本当に必要だったのかという意見や思いが出ないように、念には念を入れて、十分な意見聴取とあらゆる角度からの検討、修正が大切ではないかと思っております。そんなことは十分分かっているとお叱りを受けそうですけれども、町民の代表として、気になっている点を何点か伺いしたいと思います。

まず1つ目ですが、気になっていることの1つです。町道下町田子線の堰、田の沢川ですね、これについても前に質問しましたが、以前伺ったときには、暗渠にはしない方針であると。ある程度の形が残るというふうには伺っておりましたけれども、どのような状態に、どのような感じになるのでしょうか。少し具体的にお聞かせください。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。現在の庁舎前の田の沢川というふうに、川に位置づけている水路、水路的なものがあるわけでございますけれども、これに

つきましては、冬期ですが、庁舎側の排雪、それから近隣の住民の方々がこの水路に雪を持ってきて排雪をするというような使い方をしております。これを塞いでしまいますと、全くどこかに運搬をしなければならないというようなことになってしまいますので、現在考えておりますのは、今のように、大体3メートルくらいの開口の幅があるんですけども、あれを1メートルだとか、かなり縮めて、その上にできれば人が通って歩けるようなスペースもつくりながらというふうに考えているんですけども、具体的にこういうものを設置しますというふうな状況には至っておりませんが、構想といたしましてはそういうふうな開口部を設けた、全く暗渠にはしない構造にしようということで、下町田子線の改良も今後若干出てくるわけですけれども、その際に併せて調整してまいりたいというふうに考えております。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

ここをこのように道路を変えてほしいとかつて、今日はそういう意見ではなくて、城内小路から茶屋場まで、流雪溝組合に皆さん入っております。国道沿いの家屋はですね。みんなやっぱり心配しているとか、気にしているとか、という声を聞きますので。平成23年1月1日に大

変豪雪がありまして、町内で 86 センチという正月の大雪でしたけれども、そのときに流雪が詰まって、下町地区では床下浸水が発生しました。私のうちにも水が入りました。ですから、想定されることなわけです。そのときに雪を入れ過ぎたというふうな反省はあったようですけども、同じように今の田の沢川の下流の部分も相当雪が詰まって、そこは氾濫はしなかったんですけども、雪が流れないで、大変消防団の方が苦勞したということがありましたのでお聞きしました。

やっぱり前例としてそういうことがあるわけですから、そういうことを考えておかなきゃいけないんだろうなと思います。したがって、今のお聞きしていると、単に通行には楽になりそうだというのは分かるんですけども、その雪の流れ具合とか、その辺は役場のほうでもぜひこれからも検討していただいて、よい方向になるようお願いしたいと思います。具体的にここでこういうふうに変えたほうがいいのかというのは、私は専門家ではないので浮かばないのですが、ぜひとも考慮しながら進めていただきたいと思います。

次にもう一点、駐車場のことについてお伺いします。大変駐車場を広く取っているという今のお答えでした。駐車可能台数と配置についてちょっと伺いたいですけども、再設計後の配置図を見たんですが、新庁舎前が 47 台、北東側が 90 台、西側職員駐車場が 43 台の予定となっております。今までの駐車場と比較してどの程度の変化があるのでしょうか、お聞かせください。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。新庁舎前の駐車場の台数、それから配置はどのようになるかということでございますけれども、まず全体での台数を申し上げますと、一般用が 180 台分、それから体に障がいを持った方々の駐車スペースとして 3 台分、それから電気自動車の充電用のスペースということで 1 台分を予定しております。

現在建築を行っております庁舎部分、これは施設全体とすると北側になるわけですけども、この部分に一般用の 48 台と障がい用の 3 台、それから電気充電スペースとして 1 台を設ける。それから、今後行う分署棟だとか車庫棟があるわけですけども、そちら側の北西側については、132 台分を確保している状況でございます。これは職員の車、それから公用車を置くスペースというふうなものも考えている台数でございます。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

ありがとうございます。役場の車もたくさんありますので、台数は多ければ多いほどがいいので

しょうけれども、次にお聞きしたいことは、新庁舎のホールがある側の前の駐車場ですね、図でいうと。その部分は、葛巻病院の駐車場と兼用と考えるとよろしいのでしょうか。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。そうです。議員さんがおっしゃられましたとおり、役場前の駐車場につきましては、病院側のほうの方々も止めるスペースというふうに今後はしていくというようなことになります。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

現在国道には葛巻病院臨時駐車場の案内の看板が立っていますけれども、あれは病院と国道の間の砂利のところの駐車場及び葛巻小学校の体育館の横周辺のだというふうに理解していますけれども、役場の前も病院駐車場となると、臨時駐車場ということはなくなるわけですね。そうすると、その葛巻小学校の横の駐車場と、それから病院と国道の間の駐車場、砂利の駐車場、その関係っていいですか、どういう状況になるんでしょうか。教えてください。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

現在の病院側の砂利の駐車場がなくなるのかというようなことを今議員さんのほうからおっしゃられたかと思うんですけども、あれはもともと臨時駐車場といいますか、病院の職員の駐車場というふうに考えておりました、職員といいますか、病院に来た方々もあそこに駐車しておりますけれども、新庁舎ができたからといって、あのスペースをなくすというふうなことは考えておりません。これまでどおり使っていただくというふうに考えております。

それから、体育館の横の駐車場ですけども、あれは以前は屋外ステージがあって、それを取り壊して、今ああいうふうな状況になっているわけですが、あそこは中央公園の、公園のスペースといいですか、その一角というふうなことになっておりました、現在は病院の関係者だったり病院に来た方々のスペースとして使っていただいておりますけれども、新庁舎ができた後は、職員の皆さんについては新しい庁舎前のほうの、病院に接したほうの駐車場を使っていただきまして、あその部分はこれまでどおり一般の方々に駐車をしていただいたり、中央公園を散策していただくというか、そういうふうな方に使用していただければというふうに考えているものでございます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

ありがとうございます。そうすると、一般の方が葛巻病院に来た場合の駐車スペースは増えるということですよ。

（「はい」の声あり）

1点ちょっと意見といたしますか、葛巻病院と国道281号線の間は砂利道なんです、そこは舗装工事をする予定があるのでしょうか。整備したほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。そういうふうにも感じますけれども、今回のこの新庁舎の建設のほうでは、そこまではちょっと考えておりませんので、今後調整といたしますか、協議を進めてまいりたいと思います。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

今後期待したいと思います。

バス停のことについてお伺いします。今、旧遠藤邸、志茂さんの跡地のところでバス転向しているわけですが、今度は葛巻病院と新庁舎の間といますか、のところで転向することになるわけですね。確認ですが。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。バス停の考え方ですけども、新庁舎ができた後は、従来のコースといたしますか、葛巻病院のほうに行って、止まって、帰ってくるというような構成になるわけですけども、いわゆるできたからといって、こっちにバス停を変えとか、そういうふうなことは今の段階では考えていないものであります。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

この配置図を何回か見たんですけども、バスが転向しそうなふうには書いてあるんで、「あっ、バス停が戻るんだな」と私は解釈していたんですけど、すぐにはならないってことですか。でも、将来はそうするってことですか。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。3月でしたか、議会のときに山崎議員のほうから交通結節点というふうな話が出たことがございましたけれども、今後新庁舎ができたことによりまして、人の流れというものは大幅に違って来るだろうということで、例えば役場前になるものか、いずれその人の流れの多いところにバス停を持っていくということが理想なわけございまして、バス運行会社との協議を今後進めたいと。一度運行会社のほうには、そういうふうなことが可能でしょうかというふうな話をしましたら、やはり利用状況によって、利用者が多ければ、そういうふうなルートを変えることも可能であるというふうなこと、話をされたことがありましたので、今後そういうふうな調整を進めてまいりたいと思います。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

私が聞いている範囲での町民の意見として、やっぱり病院の前にバスが止まるというのは大変便利です。そうなってくればいいなと思っております。

ついでにお聞きするんですが、ジェイアールバ

スの白樺号の停車の可能性が今後あるのかどうかをちょっとお聞きしたいんです。ちょっとこれは分かりにくいかもしれませんが、可能性としてどうでしょうか、お聞きします。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。先ほどお話をしましたとおり、利用者が多ければ、そういうふうなことも可能であるというふうに事業者が発言をしたことがありましたので、今後そういうふうな利便性を考えた上で協議を進めていければいいなというふうに考えております。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

ぜひ交渉をするなど、いろいろ取り組んでいただけたらありがたいなと思います。私が見ているところでは、葛巻小学校前に降りて歩いて、薬局のところを巡って正面に行くという方はかなりいらっしゃいます。ですから、ジェイアールバス白樺号が、今のバス停で降りる方はほとんどが白樺号の方です。ですから、病院前で止まったら本当に便利だろうと、非常に皆さん喜ぶんじゃないかと思ってお聞きしました。ぜひとも今後検討

したり、あるいは交渉していただければありがたいと思います。

次に、周辺環境整備について幾つか伺います。先ほどの回答をお聞きしていると、駐車場はかなり取ってあると。図面どおりだとすると、現在役場敷地内にある庭とか植木や設置物は、ほとんど駐車スペースと重なっているように見えるんです、図の中では。つまり今まで庭があったところは全部駐車スペースになるように見受けられるんですけども、公民館裏の庭とか植木、それから石碑、庭石、かなりあります。先ほど町長の答弁で、ちゃんと基準があるということで、それはよく分かりましたけれども、今まであった庭や植木、石碑、庭石、植栽や設置物はそのまま残すのでしょうか。選んで植えるのでしょうか。それとも伐採したり廃棄するのでしょうか。その辺まで計画が立っているかどうか分かりませんが、分かる範囲で伺います。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えいたします。現在役場前にあります庭木だとか、それから樹木等も若干ございますけれども、残せるものについてはですが、例えば松の木が1本ありますけれども、こちらについてはやっぱり歴史が古いものだということで、ぜひ残したいというふうな観点から、ああいうふうな、あれ

を守りながら工事を進めていただいておりますけれども、そのほかにも桜の木だとかありますが、こちらについては移植というものが可能ではないというふうに言われておりましたので、今あそこに役場線がつながってくるわけですが、残す方向で考えたらいいものか、もしかしたら構造的に伐採しなければならないというふうになるものか、それは今調整をしているものでございます。

それから、細かい庭木類につきましては、できれば植栽スペースといいますか、町長の答弁の中に10%ほど取らなければいけないというふうにありましたけれども、そこに移せるものは移したいというふうに考えておりますし、あと石碑だとかそういうふうなものにつきましては、南側のエントランスのほうに、若干緑化スペースっていいですか、そういうふうな部分も生まれてまいりますので、そういうふうなところに移設をしたらいいんではないかというような話もありますし、いざれ使えるものは使えるもの、移植できるものは移植して、そういうふうな考えて進めていきたいというふうな考えております。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

方向性としては分かりました。私、今回植栽その他のことについて多少ほかの市町村の庁舎等

を幾つか調べてみたんですが、非常にすばらしい植栽をしているところと全くないところとありまして、やっぱり考え方が違うんだなと。行ってみると、やっぱり植栽がきちんとしているところは非常に快適だし、憩いの場あるいは癒やしの場になっているんだろうなということが想像されます。

ぜひ葛巻の役場周辺もそうなってほしいなと私は考えているわけですが、総合センターの裏の庭、あるいは町の公共施設の樹木などを40年間ボランティアで手入れされた方にお話を伺ってまいりました。そうしたら、まとめると、新庁舎の周りにはぜひしっかりした庭を作ってほしい。よく考えて、木を植えるだけではなく、ちゃんと毎年しっかり手入れをする人を育ててほしい。今まで世話をしてきた松、カエデ、ツツジなどをうまく使ってほしいということをおっしゃっておいりました。そのほかにもいろいろあったんですけども、この辺が、なるほど、その方のご意見だったんだなと。

この方は、役場だけじゃなくて社会体育館の周り、それからグリーンテージ、その他も全部ボランティアでずっと手入れされてきた方です。今はもう大分お年になってやっておられませんけれども、何かそういう願いを持っているようでした。決して多数意見ではありませんけれども、専門家ですよね、手入れをしてきた。そういう声も町民の声だと思って、ぜひとも考慮していただきたいというふうに考えます。

次に、ここがちょっと今日、意見としてぜひお聞きいただきたいところですが、葛巻町の山にある、よく利用される樹木などの名前とか植物が分かるように、植栽して、樹木名や花の名前を明示することで、町民や子供たちに教育と啓発を考えてみたらいかがでしょうか。単に庭を作るんでなくて、その庭を、将来のそういう林業振興の一つの手として考えられないかということで、そのような方法で植栽のときに考えたらどうかなと思っていますが、いかがお考えでしょうか。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。教育の観点から葛巻の樹木を分かっていただけのような植栽っていいですか、そういうふうなことは考えられないかというふうなご質問だったかと思えますけれども、まず役場庁舎のスペース、全体的な外構のスペースにつきましては、町長答弁でもございましたとおり分断をしないような方法で、いろいろなイベントのときに使えるようにというふうに、平らな部分を多く残したいというふうな考え方で外構工事というふうになっておりましたけれども、いずれそういうふうな高木を、今度新しい施設の周辺に高木を設けるといふようなことは考えておりませんで、低木のツツジだったり、そういうふうな見通しのいいものを設

けて、そういうふうな葛巻のゆかりの、ゆかりっていいですか、教育の観点からの樹木というのは、毎年葛巻では盛んに、植樹祭だったり、企業の森のほうに行って活動したり、様々な山に関するイベント等がございますので、そのときに子供たちも参加しておりますので、そちらのほうで、やはりそういうふうな部分につきましては学習をされたらいいのではないかなと考えておまして、役場周辺につきましては、今はそういうふうなことでは考えていないものでございます。ご理解賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

私も学校で経験あるんですが、木に名前が貼ってあるというのは、それが貼ってあったから林業に意識が向いたとか、あるいは植物に関して興味をすぐ持ったとか、何かみんな理科的な発想ができたとか、そういうことはすぐはないんです、大体。ただ、長い目で見ると、ずっとあることによって、実は心の中に残るということはかなりあると思うんです。先ほどのような植樹祭、育樹祭、葛巻でやっている活動は素晴らしいと思いますし、ぜひ続けてほしいと思いますが、教育という観点から考えると、そのように常にあって、ずっとそれが残っているという、そういうふうな教育効果もぜひ考えていただけたら、これはいい機会

ではないかと思って、今意見として申し上げました。

植栽計画というのは、いついつまでにこのぐらいでつくるというものではないと思うんです、恐らく。何十年もかけて、どうしたらいいか、ああしたらいいか、このほうがもっといいじゃないかということをしていくものだと思うので、今回はまず一つの機会として、今後そういう植栽計画等を町でもぜひ予算を取った上で考えていただきたいと考えているところであります。意見として、今日申し述べさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

もう一点です。これもちょっと素人考えかもしれませんが、新庁舎周辺に風車を設置したらいかがでしょうかというものです。上外川の風車群、私も何回か見に行っていますけども、現地に行きますと本当に壮観で、素晴らしい景観をつくり出していると思います。でも、町の中心部から見えません。前は袖山の風車が見えましたが、今は見えなくなって、江刈のほうの国道に行かないと見えません。できれば役場周辺で、「ああ、風車の町だな」というのがあるといいなというふうに思っている人は私だけではないと思います。できれば、例えば役場と第三セクターから運動公園とか、そういうところに、そういう目印になる、「ああ、風車の町だな」というのが分かるような、私は本物でなくてもいいと思っているんですけども、何かそういう目印になる風車を立てたらどうかと思うんですが、そういう考えや計画はない

でしょうか。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。現在のところは、そういうふうな考え方はございません。ちょっと場所を変えれば、上外川のほうの風車も見えますし、庁舎のところにもし立てるとしても、そのモニュメントみたいなものしか立てられないのかなど。いろいろな制約がございますので、現在ではないということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

分かりました。今言っただけというのとはなかなか難しいでしょうけども、今後考えたらどうかと思います。

余計なことですが、最近折爪岳の九戸側に風車が今立っていて、ずらっと並んでいると、行くと見えます。今までなかったところに風車があると、やっぱり相当印象が強いといいますか、あるいは姫神山の横の風車、盛岡の国道からよく見るとか、そういうふうな何か葛巻に来たときに、「おっ、風車が見える」、「あっ、風車があるぞ」、「あっ、風車の町」だという、そういうふうなも

のを今後考えてもいいのじゃないかと。せっかく県内随一の風力発電施設があるというのがなかなか分かりにくいというのも残念だなと思いますので、今後ぜひ考えていただきたいなと思います。

もう一点だけすみません。中央公園にモニュメントがあります。ご存じかと思いますが、北中城村の上原清善さんのいろんなご寄附に対する記念のモニュメントだということは理解していますけれども、あのモニュメント、あそこにあると何か、あまりよく皆知られていないというか。これを機会に、役場の近くにあのモニュメントを持ってきたほうがより効果があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。上原さんのモニュメントは、今中央公園のほうに設置されているわけでございます。今後庁舎側のほうに持ってきたらどうかということなんですが、やはり距離的にそのように離れてもいけませんし、あそこは一応中央公園というふうなことで、公園の管理となっておりますので、もっとそういうふうな、こういうふうなモニュメントがあるんだよというふうなことをPR、PRといいますか、できるだけ周知が図れるような対策を取りながら、公園のほうは公

園のほうで管理をしていただきたいというふう
に思っておりましたので、公園側の管理をしてい
るほうと調整をして、もっとぱっとこういうふう
なものがあるというふうに分かるようにしてい
ければいいのではないかなというふうに考えて
おりましたので、ご理解いただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

ありがとうございます。いろいろと突拍子もな
いようなこととお話ししましたが、でもやはり
建物が建って、駐車場ができて、その敷地が
整ったというだけではなくて、これから町はずっ
と続いていくわけですので、町の質を上げるとい
いますか、町の威厳とか、品格とか、そういうも
のをつくっていくためにも、やっぱりこれは長い
時間をかけて、いろんな専門的な知識も入れて、
そして少しずつつくっていくべきものだと思います。
ですから、今後庁舎ができて終わりじゃな
くて、いろんな機会を捉えて、植栽計画も含め、
まちづくりについてはいろいろふだんから町長
からもお話を聞きますし、いろんな計画も伺っ
ておりますけれども、そういう点も踏まえて、ぜひ
ともまちづくりの一助にいただければと思
いますので、よろしく願いいたしたいと思いま
す。

いろいろたくさんお聞きしましたが、新
庁舎が当初のもくろみどおり十分に機能すると
ともに、新庁舎の周りの環境が町民の憩いと癒や
しの場所になりますように願って、私の質問を終
らせていただきます。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

これで近藤聖君の一般質問を終わります。

次に、一般質問を続けますが、4番の山崎邦廣
君。

4番（山崎邦廣君）

山崎です。私から1件質問をさせていただきます。

質問は、小規模農業の振興について伺います。
本町では、安定した農業の確立と経営体の育成を
目指して、その推進に積極的に取り組んでおりま
す。そして、さらには新たな郷土食開発の取組は、
町を代表する職の一つとして、町内で扱う店舗の
増加など、成果を上げております。

このような農業振興の中におきまして、私たち
が日常必要とする食料を生産、供給する営農で
は、小規模な農業経営の向上につきましても、持
続可能な農業の推進、地産地消の推進、ひいては
地域の活性化につながるものと考えます。そこ
で、小規模農業の振興につきまして、次の2点を
伺います。

1点目の質問は、販売農家の小規模経営の取組

支援についてであります。農業経営の中で、初期投資、中でも設備投資と、その後の設備、機材の充実、生産力を向上していく上では必要となってくるものと考えます。このことを経営全体の経営計画から見ますと、設備、機材を充実していくには何かと難しい課題もあると考えます。このような販売農家、中でも小規模な営農の振興についてのお考えを伺います。

それから、2点目の質問は、自給農家の取組支援について伺います。このことにつきましては、2つのことを伺います。1つ目は規模拡大への取組支援について、2つ目は需要創出の取組について伺います。

まず1つ目の自給農家の規模拡大への取組支援について伺います。営農での生産力向上を図っていく上での課題、これは生産した食材となる生産物の供給先、そして販路の拡張や設備投資などが考えられます。自給農家のそれぞれ抱える課題などにつきまして、相談受けや情報提供など、規模拡大に向けての支援につきまして、お考えを伺います。

次に、2つ目の需要創出の取組についてであります。町の郷土食の開発などによる町内での消費、需要を促す取組は、生産者、消費者それぞれに希望や意欲をもたらすものと考えます。町内での新たな生産意欲、消費意欲は、地産地消につながっていくものと考えます。この地域生産、地域消費においては、安定供給などの課題もあると考えておりますが、新鮮な食材での地産地消など、

町内での需要創出につきまして、お考えを伺います。

以上、小規模農業の振興につきましてお伺いをいたします。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問にお答えを申し上げます。

ご質問の小規模農業の振興についてであります。1点目の販売農家の小規模経営の取組支援についてでございますが、令和2年度の農林業センサスにおける当町の農家戸数は、農業経営体が312経営体で、うち耕作面積が30アール以上で販売金額が50万円を超える販売農家は303戸であります。経営耕作地別で見ますと、3ヘクタール未満の農地での経営体が全体の54%、10ヘクタール以上の農地での経営体が全体の26%となっております。前回調査の平成27年からの5年間で、131経営体、約3割の減少で、うち3ヘクタール未満の農地での経営体が約73%を占めており、小規模農家を中心に経営体の減少が進んでいる状況であります。こうした状況は、農作物の作付面積、生産量の減少のみならず、耕作放棄地の増加や鳥獣被害、安全衛生面での影響なども危惧されるものであります。

こうした中、国におきましては、農業効率化、

生産性を高めることを目的に、農業の規模拡大、農地の集積、集約化を推進しているところであります。一方で、農業の規模拡大、農地の集積、集約化が難しい中山間地の農業については、小規模農家を中心となり、農業を存続させ、農地を維持していくことが、地域の活性化や集落機能の維持の観点から重要な取組であると認識をいたしておるものであります。

特にも当町において、冷涼な気候を生かして、明治 25 年に乳業を導入して以来、今年で 130 年を迎えるなど、古くから農業を中心とした農業振興に努めてきたところでありますが、米や野菜などの耕種農家は、小規模経営が多かったことに加え、人口減少に伴う後継者不足、高齢化に伴う離農者が増加をしており、規模拡大が進んでこなかったのが現状であります。

現在農家の事業支援につきましては、国庫補助事業や県補助事業による設備の、農作業機械などの設備等に係る助成事業がありますが、一定規模の経営体や認定農業者、中心的経営体などが対象であり、小規模の経営体が支援を受けることは難しい状況にあるわけであります。

町では、こうした状況を踏まえまして、独自の支援事業を創出し、機械器具や資材などの購入費用の一部を助成することで、小規模農家であっても農業を維持、存続できるよう支援を行ってきたところであります。また、六次産業化の取組、あるいは各地区における直売所の設置など、意欲的な取組を進める農家に対しては、引き続き積極的

に支援を今後もしてまいりたいというふうに思っていますので、今後さらに小規模農家のニーズの把握に努めてまいりたい、そのように考えております。

次に、2点目の自給農家の取組支援についてであります。初めに、規模拡大への取組支援であります。1点目で申し上げましたとおり、国、県と連携した取組で規模拡大を進めていくとともに、関係機関と連携、協力しながら支援をしてまいりたいと考えております。

また、需要創出の取組についてであります。町の観光、物産、農業などの総合的な振興の観点から、一昨年、新たな町の特産品としてくずまき鍋を開発し、町の魅力発信に取り組んでいるところであり、その食材には町から生産される農産物をふんだんに活用することとしておりますので、くずまき鍋を提供する町内の飲食店や第三セクターなどの協力も得ながら、新たな需要創出につなげてまいりたいと考えているところであります。

こうした取組は、食料生産基盤の維持や産業振興のみならず、高齢化が進む中での生きがいの創出あるいは健康増進、維持など、高齢者向けの施策としても重要なものであると考えておりますので、今後におきましても自給農家の皆さんのニーズを把握していくとともに、的確な支援について調整を図ってまいりたいというふうに思いますので、ぜひご理解を賜りたいと、そのようお願いを申し上げます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

さらにお伺いをさせていただきます。まず1点目の販売農家の小規模経営の取組支援であります。これは、町長のお話にもありました農地の保全にもつながっていくと考えられますが、小規模であれば初期投資は低くできる一方で、やはり使っている農機、機械などの更新がどうしても必要なものも出てまいります。これは、規模拡大の場合も同様であると思われませんが、ところが小規模であれば、それまでの生産費用を考えた場合には、それ以上の規模拡大は難しい課題になると考えられます。また、将来広く見た場合、お話のとおり農地の衰退も懸念をされるところであります。状況を見ながら、今後積極的に、推進のお話でございました。

それで質問であります。農地の保全から見ますと、営農推進のための支援拡充、これは状況も勘案しながらであります。さらに積極的な推進もさらに必要となると考えられますが、詳しいところのお考えを伺いたいと思います。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。小規模農家の支援につきましては、委員おっしゃいますとおり農地の保全、それから景観の維持でありますとか、生物多様性の保全、こういった多面的な機能を維持していくという観点からも、非常に重要であると考えてございます。これまで様々な生産者団体の皆様方とも情報交換を行いながら、可能な限り補助事業の活用を行ってきたところではあります。予算、それから事業内容の点で支援できないケースも一部ございました。今後につきましては、町単事業の拡充あるいは創設といったことも視野に入れながら、検討を進めてまいりたいと思います。

また、参考までに、農地や耕作道などの基盤整備に要する経費を支援するために、町単独事業であります農地基盤整備事業を昨年度創設してございます。実績もでございます。本事業によりまして、農地の勾配修正、あるいは耕作道の修繕等を行いまして、使いやすい農地とすることで生産コストの低減にもつながりますことから、制度の周知については、さらに強化してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。

それでは次に、2点目の自給農家の取組支援であります。基本統計の用語では自給的農家と表現されますが、同じ意味でございます。

まず1つ目の自給農家の規模拡大の取組支援について、さらにお伺いさせていただきます。営農の環境整備であります、小規模営農におきましては、生産物に関わる関係する顧客の情報や市場価格、それから流通のコストなど、その規模からではちょっと難しい、営農の規模拡大に必要な情報、これらを自ら得るにはやはり難しいところがあると考えられますので、質問であります、このような営農に必要な最新の状況、情報を小規模農家の相談に対応して適宜に提供できる仕組み、そのような仕組みがあれば、小規模であっても、稼ぐ道もさらに開けてくるのではないかと考えます。このような営農環境を整えるという観点からのお考えを伺います。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。これまで農家の皆様からは、主に補助事業に関するお問合せは、数多く寄せられております。しかしながら、議員おっしゃいましたとおり、顧客の情報ですとか市場価格、流通コスト等のお問合せにつきましては、現在まではほぼなかったものでございます。こういった中で、今後こういった情報をこういったタイ

ミングでご提供できれば営農に生かしていけるのかといったことにつきましては、各関係団体の皆様方からもご意見を伺いながら、そういったソフト面での支援も行えるようなことで検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

農家の規模、これ大きな規模であれば、特に全国規模の組合となって生産する農家さんであれば大量生産のようなことになると思うんですが、やはり小規模であればなかなか一度にはそういうところも困難な部分がありますので、検討に期待をいたします。

それでは、次は2つ目の需要創出の取組につきましてお伺いいたします。地産地消にも関連いたしますが、このことにつきましてはさらに推進をするということでお話をいただきましたが、町内の飲食サービス業、これは第三セクターも含めてになりますが、食材の多くは小売店などからの仕入れになると思われませんが、地元であれば、状況によっては、販売元や小売店を経ないで、生産者から直売で届けることも可能となってくると考えられます。町内では少ないものの、答弁にございましたとおり、農産物直売所も存在いたします。地産地消の中心となる施設でございますが、

そういった施設も存在いたしますが、質問でありますけれども、地域で生産し、地域で消費する仕組み、小規模農業では推進の可能性が高いと考えられますが、このことにつきましてのお考えを伺います。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。飲食店あるいは第三セクター、また直売所というお話もございましたが、こういったところが必要とするニーズ、それから生産者とのマッチング、これをどのように進めるか、また必要な数量を一定期間、通年であるとか、そういった部分で一定期間確保できるかといった、そういった仕組みづくりを進めるに当たっては、検討の必要な部分が様々あると考えてございます。しかしながら、こういった仕組みが実現できれば、小規模農家の所得増が期待できますし、ひいては町全体の総合的な地域の振興にもつながっていくものと考えております。関係者の皆様とも今後協議しながら、この仕組みづくり、実現の可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

確かにお話しのとおり、年間を通して生産できるかと。生産物の安定供給、これは大きな課題の一つであると思います。検討につきまして難しいところはあるかとは思いますが、ぜひ推進のほうを期待したいと思います。

それでは、質問の1点目、2点目を含めてになりますが、小規模農業の振興について、小規模農業を利点で見た場合であります。農地を農業の大規模化で考えますと、大規模に集積、集約できない農地がどうしても出てくると思われ。このような農地は小規模な営農のほうで活用し、推進が図れるのではないかと。農業の大規模化では、生産の効率化や生産性が高まる利点がありますが、他方小規模営農であれば、初期投資のコスト、費用、これを抑えることができますので、新規の参入も容易となる、新規参入者も出てくる道も開けてくるのではないかと考えます。

それで、この新規参入の先進事例、これを見ますと、北陸の石川県内になりますが、小さな農業で加工、直売、家族経営、これによって利益を上げている農家があるようであります。これは、それまでの仕事を退職して、新たに30アールの畑で、ハウス栽培で無農薬野菜を生産して、一つ一つの野菜の量を少なくして、品数を多くして、少量多品目野菜セット、これを直売の販路で販売しつつ、野菜を加工品にして、付加価値をつけて販売するというもので、インターネットも活用し、

販売量を増やしている農家のようにあります。

そこで、最後に副町長にお伺いをいたします。
このような新規参入に期待が持てるような事例もある小規模農業であります。あわせて、農地の保全や遊休農地化の防止も期待できる小規模農業の振興、一部お話伺いましたが、そういった小規模農業の振興についてのソフト施策、ハード施策の両面でさらに推進していくという利点もあると考えるものでありますが、お考えをお伺いいたします。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

副町長からお答え申し上げます。当町のような中山間地域では、これまで小規模農家が地域の農業をしっかりと支えてきたと、このようにも思っておるところであります。さらには、農山村の集落の維持といいますか、あるいは歴史文化、自然景観など、そういう点での、農村の存続になくてはならない重要な役割を果たしてきていると、このようにも認識をしているところでもあります。

こういう中で、町ではこれまでも小規模農家への支援対策をするとともに、新たな営農を始めようとする方についても、国、県あるいは農業公社等々の連携も図りながら、掘り起こしを進めながら、農地の保全あるいは遊休農地の再発防止等々にも努めてきたところでもあります。特にこれま

で町が実施してまいりました、先ほど課長のほうからも答弁しておりますが、農業機械の導入等、あるいは事業継続、そういうことの中で事業継続させながら、今後もさらに小規模農家の営農継続あるいは新規就農につながるような、ハード、ソフト両面から支援をしてまいりたいと、このようにも考えているものであります。

こうした中、農業経営者の高齢化も進んでくる中、農作業を続けることが生きがいに、あるいは心身の健康にもつながるような、農地の維持、農業生産のみならず、やはりそういう地域の人間関係においても、持続されることが大変大事でありますし、そういう面での農業に対する期待というのがあると、このようにも思っておるところであります。そしてまた、先ほど議員さんからもお話ありましたが、小規模農家が、やはり魅力のある、あるいはそういう生産、ハウス営農等含めてでありますけれども、そういう中に、小規模でありますけれども、そういう販売等につながるような、そういう支援もしっかりとしていかなければならないと、このように思っているところでもあります。

こういった接続可能な農山村の維持、発展の観点からも、しっかりと小規模農家の支援策を進めてまいりたいと、このように思っておるところであります。あわせまして、新規参入のハードルが高いと言われているわけではありますが、この支援についても、町としてもこれまでも進めておりますが、さらにその内容を精査しながら、そういう

対策を充実させてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

本町におきましては、農業の振興、これ冒頭にも申し上げましたが、規模の大小を問わず、国の施策に併せて町独自の施策、これも積極的に推進してきて、成果も出ている本町でございますので、小規模農家の件につきまして、さらなる推進を期待するものでございます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩します。

（休憩時刻 11時58分）

（再開時刻 13時00分）

議長（高宮一明君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。5番、柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

ご苦労さまでございます。7月定例会議一般質

問、最後となる4人目の柴田勇雄です。今次一般質問では、次の3項目についてお尋ねをいたします。

最初に、新庁舎への移転日程とこれに伴う業務対応等についてお尋ねをいたします。令和2年12月に着手し、33億円を越す巨費をかけた新庁舎建設工事ですが、着々と進められ、今では新庁舎の外回りの仮設作業台も外れ、5階建ての威容を誇る建物の姿がはっきり見え、完成が間近に迫っていることを感じ取ることができます。

去る6月8日、議会常任委員会の新庁舎視察では、本格的な仕上げ、内装工事はこれからでしたが、80%程度の工事進捗率との担当課の説明がありました。第1印象は、現庁舎と比べ、5階建ての新庁舎はとてつもなく広く、最上階からは町中心部の町並みが一望でき、耐震施工の頑丈そうな鉄柱管が随所に張り巡らされているとともに、ゆとりある部屋、区画が多いことを実感いたしました。

令和2年12月24日の12月会議で議決した新庁舎の第1期建築工事等の請負契約での完成期限は令和4年8月10日となっておりますが、去る5月25日開催の5月会議では、本工事に町道茶屋場田子線沿いに追加整備する南側エントランス及び進入路工事が新たに議決され、この工事の完成工期が令和4年10月30日となっております。また、今議会でも新庁舎の建設工事、建築と電気設備工事ですが、の請負変更2件合わせて1億1,676万円の議決案件が提案されております。

最終段階に入った 1 期新庁舎建設工事と思いますが、これに関連する次の事項についてお尋ねをいたします。

1 つ目に、現段階における新庁舎建設に係る進捗率と完成工期について伺います。

2 つ目に、第 2 期工事に向け、現庁舎、総合センター、保健センター棟などを解体すると思われるが、その工程を伺います。

第 2 期工事となる新消防分署の建設工程を伺います。

4 つ目に、新庁舎の町民等への公開とか内覧会の実施について伺います。

5 つ目に、新庁舎への移転日程等とこれに伴う各種業務対応等について伺います。

6 つ目に、新庁舎完成記念式典あるいは開庁式典の実施対応の考えについて伺います。

次に、2 項目めの町で管理する道路・橋梁等の長寿命化への取組についてお尋ねをいたします。町内には、国道、県道、町道、農道、林道等たくさんの道路網が走っております。この中で町が管理するものとして町道、農道、林道がありますが、この道路は集落間を結ぶ、私たちの生活に密着した極めて重要な役割を担っております。言うまでもなく、道路は日常生活や社会経済の活動を支える最も基本的な社会資本であり、多面的な機能と役割を持っております。

過日常任委員会で、令和 3 年度事業で完成した町道廻立向線道路改良工事を視察しました。施工延長約 1,000 メートル、平均幅員 4 メートル、工

事費約 3,000 万円ですが、担当課から町道の長寿命化対応も兼ねての工事との説明を受けました。当該工事は、利用しやすく、きれいな町道に整備されておりました。この説明を受け、町で管理する町道、農道、林道と、これに架かる橋梁の長寿命化は、老朽化があまり進まないうちに順次計画、対応し、工事費用の抑制化を図るべきとの考えから、次の事項を伺います。

1 つ目に、町で管理する町道、農道、林道等の路線数、総延長と、これら道路に架かる橋梁数を伺います。

2 つ目に、町で管理する町道等の長寿命化の実施状況について伺います。

3 つ目に、町で管理する町道等の今後の長寿命化計画について伺います。

次に、3 項目めの町内中学校の休日における運動部活動の地域移行に当たっての取組等についてお尋ねをいたします。文科省が令和 2 年 9 月、休日の部活の実施主体について、段階的に地域のスポーツ団体などへ移行する方針を決定し、これを受け、スポーツ庁では昨年 10 月に有識者会議を設置して、検討を加え、去る 6 月 6 日に公立中学校の休日の運動部の活動を学校から地域に移す改革案を提言したとしております。

提言では、来年度以降 3 年間かけて、休日の運動部の活動を段階的に地域のスポーツ団体などに委ねるとしてしております。その理由として、少子化が加速する中でも部活動を継続できる仕組みを模索する一方、長時間勤務を余儀なくされてい

る教員の負担を緩和して、学校現場の働き方改革にもつなげたい考えとしております。このような状況の中、町内中学校の休日における部活の地域移行等について伺います。

1つ目に、町内3中学校の運動部活動の現状について伺います。

2つ目に、休日における運動部活動の地域移行に当たっての今後の取組について伺います。

3つ目に、文科系部活の地域移行の見通しについて伺います。

以上、1回目の質問です。よろしく願いいたします。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問に答弁をさせていただきます。

1 件目の新庁舎への移転日程とこれに伴う業務対応についてであります。新庁舎建設に係る進捗率と完成工期についてであります。新庁舎建設工事の1期、庁舎棟につきましては、令和2年12月に工事請負契約を締結し、来月の竣工を目指し、工事を進めてきたところであり、先月末時点における進捗率は約9割で、おおむね順調に推移してきたところであります。

そうした中、昨今の世界的な経済情勢の影響が新庁舎建設工事にも出ておまして、太陽光発電のソーラーパネルや電気自動車用の急速充電器

の納期が工期内に間に合わない状況となっております。一方で、庁舎棟本体の竣工に直接影響する工事範囲ではありませんので、庁舎棟本体につきましてはは予定どおり8月中旬には竣工しますが、納期の影響を受ける工程につきましては1か月程度の工期延長を見込んでいるところであります。

次に、2点目の現庁舎、総合センター、保健センター棟等の解体工程についてであります。現在既存庁舎等の解体につきましては、消防分署棟などの2期工事の工事範囲と重複しており、無駄のない効率的な作業工程等、作業現場の調整が必要であることから、現在設計業者を含めて協議、調整を行っているところでありますが、9月定例会議で工事請負契約の締結に係る議案を提案できるよう作業を進めているところであります。アスベスト処理などの作業状況を鑑み、保健センター、役場庁舎、総合センターの順で進める予定であります。

次に、3点目の新消防分署庁舎の建設工程についてであります。消防分署棟の建設工事につきましては、9か月程度の期間を要する見込みであります。建築現場の関係から、保健センターを解体撤去後の着工となり、解体撤去工事、2期工事の工事請負契約の発注、着工状況により工程が変わってくるものであります。仮に9月定例会議でそれぞれの工事の発注が整った場合、自然災害や社会情勢の変化など大きな影響がなければ、おおむね1年程度の期間で竣工するものと考えてお

ります。

次に、4点目の新庁舎の町民等への公開についてであります。1点目でお答え申し上げましたとおり、庁舎棟本体につきましては、予定どおり8月中旬に竣工する見込みであります。その後、公的機関による検査のほか、町の完了検査を経て、8月末から9月上旬には町に引渡しされる予定であります。引渡し後においては、引き続き本体工事に含まれていない設備やシステムの取付工事のほか、事務機器などの備品や什器の搬入作業が行われる予定であります。こうしたことから、町民の皆さんへの公開につきましては、作業の進捗状況なども踏まえ、その対応につきまして、改めて周知させていただきたいと考えております。

次に、5点目の新庁舎への移転日程とこれに伴う業務対応についてであります。現時点におきましては、11月中には新庁舎で業務開始ができるよう作業を進めているところでありますが、世界的な経済情勢の変化で、竣工後の取付工事や備品などの納品に影響が出る可能性があることから、今後の発注状況等を踏まえながら、最終的な移転日程等の調整を進めてまいりたいと考えております。

また、業務対応につきましては、町民の皆さんに対する行政サービスの提供に影響が出ないよう、窓口などの業務システムの切替えや引っ越し作業などを計画的に進めることで、影響を最小限にとどめられるよう調整を図ってまいりたいと

考えております。

次に、6点目の新庁舎等完成記念式典の実施対応についてであります。新庁舎建設工事につきましては、現在実施しております庁舎棟本体と外構工事、今後発注予定の消防分署棟をはじめとした2期工事が竣工して、一連の工事が完了するものであります。こうしたことから、完成記念式典の実施につきましては、一般的には2期工事の竣工後となるものでありますが、新庁舎での業務開始に係るセレモニーなどについては、庁舎棟の竣工、引渡し後の移転作業等の状況、既存の行事、イベント、あるいは新型コロナウイルス感染症の感染状況などを踏まえながら、実施内容について調整をしまいたいと考えております。

次に、2点目の町で管理する道路・橋梁等の長寿命化への取組についてお答えをいたします。町で管理する町道、農道、林道の路線箇所数、総延長と町道等に架かる橋梁の箇所数についてであります。まず、町道であります。路線数205路線、延長314キロ、橋梁数150橋となっており、農道につきましては路線数58、総延長約33キロ、橋梁数8となっており、林道につきましては路線数31路線、総延長約109キロとなっております。

次に、2点目の町で管理する町道等の長寿命化実施状況についてであります。町道等の長寿命化計画につきましては、町が管理する道路種別ごとに個別点検診断を実施し、その結果に基づき改修計画を策定しているところであり、町道につきましては、平成27年度から令和元年度までの5か

年を1期工事期間とし、令和2年度から令和6年度までの5か年を2期工事期間として、長寿命化に係る改修工事を実施しているところであります。

また、橋梁につきましては平成24年度から、トンネルにつきましては令和元年度から、それぞれ長寿命化工事に着手しており、直近では、令和元年度におきましては六角線ほか2路線、1橋、令和2年度におきましては上外川トンネルほか1路線、1橋、令和3年度におきましては上外川トンネルほか1路線、3橋の改修を行っております。

次に、3点目の町で管理する町道等の今後の長寿命化計画についてであります。現在橋梁、トンネル等の道路構造物につきましては、5年ごとの点検が義務づけられており、その点検結果を基に長寿命化計画を定期的に見直すとともに、計画に基づいた長寿命化工事を進めているところであります。本年度につきましては上外川トンネルのほか1路線、2橋、令和5年度におきましては小屋瀬塚森線のほか3橋の改修をそれぞれ予定しているところであり、これらの改修に係る財源につきましては、社会資本整備総合交付金や地方債などを活用し、実施する予定であります。

次に、3件目の町内中学校の休日における運動部活動の地域移行に当たっての取組等についてお答えをいたします。1点目の町内3中学校の運動部活動の状況についてであります。まず葛巻中学校の男子につきましては野球、サッカー、バ

スケットボール、女子につきましてはバレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、小屋瀬中学校では男女の卓球のほか、男子の野球、女子の柔道、江刈中学校では男女の卓球のほか、男子の野球、女子のソフトテニスのそれぞれの競技において部活動が行われております。

こうした中、運動部活動におきましては、生徒数の減少に伴い、チーム編成や団体戦の編成が厳しい状況にあり、こうした状況は当町のみならず全国各地で起きておきまして、これまでは同一市町村内の隣接校による合同チームであったものが、市町村の枠を超えた編成での合同チームが増加してきているのが現実の実態であります。

次に、2点目の休日における運動部活動の地域移行に当たっての取組等についてであります。運動部活動の改革につきましては、公立学校における働き方改革や教職員の負担軽減などの視点から、令和2年に国が学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてを示し、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域に移行することで教師の負担軽減を図ろうとするものであります。このことを受け、スポーツ庁では令和3年度、地域運動部活動推進実践研究事業を委託事業として全国各地で実施しており、当町では岩手県のモデル地区の一つとして、昨年度から実践研究に取り組んでいるところであります。

そうした中、先月6日にスポーツ庁の有識者会議であります運動部活動の地域移行に関する検討会議から、令和7年度末をめどに、休日の運動

部活動から段階的に地域移行するよう提言が示されたところであります。一方で、地域移行に当たっては、様々な課題も指摘されており、この提言を受けて、国では近々方針を示す予定であります。当町におきましては、これまでも生徒の減少や、生徒が希望する種目の導入などが議論された背景もあることなどから、地域の実情に応じた改善策について、改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の文科系部活の地域移行の見通しについてであります。現在町内の中学校における文化系部活動につきましては、葛巻中学校の総合文化部のみであり、部員数は3名という状況であります。そうした中、文化部活動においても、国では運動部活動と同様に、令和5年度以降、段階的に地域に移行することを検討しているとのこととあります。

町では児童生徒が減少する中、部活動のみならず、学校行事やPTA活動、様々な取組が厳しさを増してきておりますが、学校や関係団体、保護者の皆さんとの連携強化はもとより、地域コミュニティの協力も得ながら、子供たちの学びの環境を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

柴田議員。

5番（柴田勇雄君）

ただいまは、1回目のご答弁、どうもありがとうございました。新庁舎の関係からまずお伺いたします。

進捗率9割というふうなことから、大分完成間近になっているなど。さらに8割から9割、1割切ったのかなど、そういうふうな実感を先ほどの答弁で伺っているところがございます。当初8月10日だったのでしょうか、完成期限がですね。あれはそのまま8月10日、7日、あと過日の南エントランスの部分については10月30日となっておりますけれども、両方合わせれば、遅いほうの完成が完成期限というふうなことになるのでしょうか。そこを確認しておきたいと思いますが。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。当初契約では8月10日工期ということでございましたけれども、今町長の答弁の中にもございましたとおり、太陽光パネル、それから充電設備等、これらがちょっと納入が遅れるというふうな部分もございまして、その部分につきまして10月7日まで工期延長させていただいたところがございます。本体は当初どおり8月10日に完成といたしますか、そこを目指して今作業していただいております。

エントランスのほうは10月30日ということ

で、最終的には10月30日が最終的工期といえますか、その部分でエントランス、それから新庁舎のほうも全て完成というふうなことになるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

ただいまの件は分かりました。

それで、ちょうど庁舎建設の期間で、経済変動等による資材高騰と、あと資材不足というふうなこと等があったかと思うんですが、第1期工事、今度の補正にも出ておりますね。そういったような部分では、こういったような資材高騰等あるいは資材不足等の影響はどのような形で受けているのか、本当に10月30日までに間に合うのかどうか、その辺の見通しはどのようにお持ちでしょうか。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えいたします。資材の高騰ということで、この部分でたしか1億3,000万ほどが物価の高騰の影響による増額分というふうに整理しておりましたけれども、納入につきましては、ほぼ予定

どおりに今後は流れていくのではないかなというふうに業者との間で確認をしております。ただ、どうしても世界情勢がこういうふうな、今いろいろな不安定な状況にございますので、もしかしたらまたさらに納入が遅れるというふうな場合も考えられるのではないかなというふうにも感じておりますけれども、今現在では10月7日までの工期ということで完成できるものではないかなというふうに考えております。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

はっきり見通しもできないかとは思いますが、こういったようなこともあり得るというようなことは想定には入れておかなければ駄目だろうなど、そういうふうな感じを持っているところでございます。

当初第1期の新庁舎の建設では30億から33億ぐらいというふうなお話でしたけども、今議会の補正予算まで含めてみますと、大体総費用でいきますと、最終建設費用の見込額はどのような形になるでしょうか。お知らせいただきたいと思えます。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。当初設計、税込みで33億1,500万ほどだったわけでございますけれども、物価高騰の影響による増額分、それから太陽光発電の設置の追加工事分、それら含めまして約4億7,000万ほどの増額ということで、最終的には37億9,000万円ほどとなるものでございます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

33億から37億ぐらいの総費用になるというふうなことですかね。こちらのほうの4億円ぐらいの、そうしますと当初の計画よりはかかるわけですが、建設財源等の見通しは確実になるのでしょうか。どのような建設財源で37億の建設費用を賄うのか、財源的な見通しについてお知らせいただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

副町長からお答えいたします。今第1期工事、37億9,000万ということで申し上げましたが、その辺りの財源内訳ということでありますが、約40%であります、これは国のほうの、1つは緊急保全対策債ということで、これは熊本県の地震

をきっかけに、耐震の強度を満たさない庁舎に対しての国の制度ができて、それが全体の事業費からしますと約20%ほどになる見込みであります、それが財源に1つはなるのであります。

それから、この複合施設ということで交流機能を持っておりますが、今の総合センターと同じような部分に重なる部分があるわけですが、これらについては過疎債の充当が考えられるものでありまして、充当をしていただけるものでありまして、それについては借入れの70%ということになっております。

それから、そういう対策等々を合わせまして、37億の分については約40%が、そういう中に40%が国の交付税等で見ただけの内容であります。したがって、約60%が町の実質的な負担になっていくという内容であります。

それから、第2期のほうの分署棟につきましても、これにつきましても感染対策ということで、今回の質問の中には入っていないわけですが、全体の中での、さらにその分署棟についても、感染対策の部分として約40%ほどを見ただけというような内容になっておりますので、1、2期とも含めましてありますが、全体事業費の約40%が国の様々な起債の有利な充当等、あるいは新しくできました緊急保全対策等々によって財源を確保できる見込みであるということをご理解いただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

建設財源については、有利な方法等ありましたら、ぜひそのような中身で検討を加えていただければというふうに思っているところでございます。

あと新庁舎の町民への公開、内覧会等を実施したいというふうな先ほどのお話でございましたけれども、これは回数でいきますと1回で終わってしまうのか、あるいは複数回開催するのか、あともう一度時期的なものを教えていただきたいと思えます。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。庁舎本体そのものにつきましては、8月中旬に大まかにできるわけでございますけれども、その段階でありますと、がらんとしたお部屋の空間を見ていただくというようなことになるわけでございます。6月8日、議員の皆様に見ていただきましたけれども、あれの完成体を見ていただくというようなことになってくるわけでございます。

8月半ばから11月にかけて、いろいろな什器だとか電気機器類を設置したり移動するわけでございますけれども、町民への公開といたしまし

て、がらんとしたところを見ていただくというのでも考えられますし、また今からこういうふうな状況で仕事がスタートしますよというような状況を見ていただくというふうなことも考えられるわけございまして、どのような形で町民の皆様に公開をするかということ、これから本格的に調整をして考えてまいりたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

公開については、実施したいというふうなことのようでございますから、必ずこのような公開をして、町民の皆さんからの新庁舎への期待をぜひ見ていただいたほうがよろしいのかなと、このように思っておりますので、これもぜひ公開、内覧会などについて企画をしていただきたいと、このように思っております。

また、新庁舎への移転というふうな形になりますと、先ほどのお話ですと11月中に移転予定だというふうなことですが、そうしますと、実質的には、新庁舎での執務は12月ぐらいからの執務というふうな形の日程になるでしょうか。もう一度その辺りを、大体見通しについてお知らせいただきたいと思えます。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをさせていただきます。一応11月、前にお話ししたことがあったかと思いますが、11月の開庁を目指して取り組んでまいりますというふうには話をしたことがありましたけれども、いずれいろいろな什器類だとか、そういうふうな電気機器類を順調に納入していただければ11月開庁というふうなことにもなるかもしれませんけれども、もしかしたらそこでまたちょっと納入を待ってくださいというようなことにもなりかねる場合も考えられますので、いずれ目指すは11月、それを過ぎても12月だとか、その辺までには何とか仕事のほうをスタートできるようにというふうに考えております。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

まだ具体的には内容検討がなっていないような感じを受けますけれども、なるべく早く具体化させて、町民の皆さんにお知らせをしていただければなど、そのように思います。

あと完成式典の関係では、1期工事では、そうしますと開庁式みたいなのをやって、2期工事が終わってから全体の落成記念式典みたいなのをやるというふうな形になるのか、もうあまりそう

いうふうな大々的なものはやらないのか、その辺のところをもう一度お答えいただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。大々的なといいますか、完成記念式典というものは、2期工事が終わって、全てが終わった段階で行えればいいのかというふうに今話をしているところでございますし、あとは開庁に当たっては、やはり小規模ながら今こういうふうな施設ができて、今からこういうふうな事務を執っていきますというような、小規模ではありますが、そういうふうな開庁式は行ったほうがいいんじゃないかというような話で今いるところでございます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

これについてもまだ具体化はしていないというふうなことですね。これについてもどのような形になるのか、具体化して、町民の皆さんにお知らせをしていただければなど、このように思います。

次に、町の橋梁の長寿命化につきましてお尋ね

をいたしたいと思います。道路、橋梁の、先ほど本数等もお聞きしましたが、大分路線数、橋梁数等がいっぱいあるようでございますが、長寿命化への優先度等については、各地区からのそのような優先順位の要請があるのかどうか、それとも町当局のほうで大体道路事情等を見極めた上で優先順位をつけているのか、お知らせいただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。まず、長寿命化の関係でございますけれども、道路、通常の舗装道路とかそういったところだと、構造物、橋梁とか、トンネルとか、重要構造物があります。そういったところの長寿命化について、町のほうでは計画的にやっているという状況でございます。

そもそも、まずは道路は目視で路面等の状況等は把握はできるんですけれども、橋梁とかトンネルとなりますと、どうしても専門的な分野の点検が必要になってまいります。特にこれについては国のほうの法改正がございまして、5年に1回、構造物については点検をしてくださいということになってございます。それに基づきまして、町では、構造物につきましては5年に1回の点検、それに基づいた長寿命化計画を策定して、修繕工事を実施しているという状況でございます。

道路の舗装等につきましてもこれら構造物と同様に、主に道路パトロール等によりまして損傷箇所の大いところなどの選定を行いまして、5年ごとに長寿命化計画を策定いたしまして、計画的に長寿命化工事を実施している状況でございます。当然地域の住民の方々からのいろいろな情報提供等々もございますので、こういった修繕工事で実施する場合がありますし、あとは定期的な修繕という形で路面修繕を行うケースもございますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

分かりました。そのような形でやっているということはよく分かりました。

それから、道路等につきましては、これからの時期、道路脇から雑草や樹木が張り出して、前方の視界を妨げる町道等が見受けられますけれども、運転に支障を来すような箇所も見受けられますけれども、こういったような草刈り等の対応とパトロールはどのようになされているのか、お知らせいただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。基本的には道路パトロール等によりまして、危険箇所を優先順位をつけながら草刈りなどを行っているという状況でございますが、どうしても同時期に、特に今時期でございますが、一気に草が大きくなるケースがございます。そういったところに優先順位をつけながら、できるだけ早期にということを実施させていただいてございます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

パトロールは小まめに、今お盆前にこのような除草したりなんかしている活動が見受けられるわけでございますが、特に農道、林道については必ずパトロールをして、ぜひ運転に支障がないような形での道路管理をやっていただきたいということで取り上げましたので、もう一度よく点検をしていただければなど、このように思っているところでございます。

次に、中学校部活の地域移行でございますが、現時点におきまして、この地域移行に当たっての課題はどのようなものが当町の場合あるのか、お知らせいただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大久保栄作君）

現在葛巻町のほうでは、県のモデル指定ということで、昨年度から地域移行に向けた取組を進めてきているところでございます。そういった中で、やはり学校管理下外であれば、その地域の指導者ということで、その指導者の確保が課題になってくるかなと思っております。現在は、各協会、スポーツ協会等の各種目別の協会のほうに指導者、地域指導者をお願いして対応をいただいているところでございますが、種目によってはそういったスポーツ協会、種目別のスポーツ協会がない競技もございますので、そういった部分では指導者の確保というのが課題であります。今後についても課題になってくるものでございますが、当面そういった課題があるのかなと認識しているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

生徒の少子化とともに、団体競技ができない部活もあるのかなというふうに思われますけども、こういったような少子化に伴う団体競技の部活、こういったような、両立させる対応策等は、どのようなお考えで地域移行に当たるのか、お知らせいただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

こども教育課長。

と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

こども教育課長（松尾さゆり君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、現在ある部活動をできるだけ存続させたいと考えております。各スポーツ協会に協力をいただきながら、生涯スポーツにつなげられるように努めるとともに、各スポーツ協会の活動が維持されることを期待しているものであります。

また、学校においては、3年生が引退した後の新人戦では1チームの定員人数に満たないクラブもあり、そのようなクラブには、野球競技等と同様に、近隣校や他市町村との合同チームの編成なども視野に入れていかなければならないと考えております。都市部とは違い、クラブチームなどの受皿がない当町においては、人口が減少し、学校単位では中学校の部活が支えられなくなっている現状ではありますが、地域に協力いただきながら、生徒がスポーツに親しむ機会を確保し、自主的、主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や連帯感を深めるなど、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続し、体力の向上や健康の増進につながるよう努めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、中学校の部活動については学校関係団体と連携を図りながら、当事者である中学生、これから部活動を行う小学生、そして保護者の意見を取り入れ、町の実態に即した部活動の地域移行に向けた取組を進めてまいりたい

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

分かりました。移行先となるスポーツ団体等による現時点のクラブ活動、支障がないように、指導者の確保は極めて大事なような感じがするわけですが、指導者の確保の見通し等は、現時点の部活の上ではどのような見通しをお持ちでしょうか。お知らせください。

議長（高宮一明君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大久保栄作君）

お答えいたします。移行の実践モデル事業を今実施しているところでございます。現在3つの中学校、7つの競技種目が部活動としてございますが、卓球部を除く6種目については、各種目別協会等に指導者をお願いして対応いただいております。現在全部で14名の方々からのお答えをいただいているところでございます。

そういった部分で、長く地域指導者として指導者を確保していく上においては、現在いる協会の方々からの協力もさることながら、永続的に指導を続けていくためには、さらに後継者等、各スポ

ーツ協会所属の会員の増加というのも増やしていくということも大事でありますので、そういった生涯スポーツの振興といった面からも、指導者の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

今議会の補正1号に出ております地域運動部活動推進事業、147万7,000円の補正が出ておりますが、今この地域移行との関わりは、何か関連がございましたらお知らせいただきたいと思っております。

議長（高宮一明君）

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

補正予算のほうに上げております147万7,000円でございますけれども、こちらのほうはスポーツ協会のほうに委託する指導者の謝金となつてございます。それと、手紙等を出す切手代ということで予算化しております。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

分かりました。いずれ中学校の部活の地域移行、文化系活動についてもスムーズに移行になりまして、生徒にしわ寄せが絶対行かないようにスムーズな地域移行を願っているところでございますので、こういったような万全な体制で努めていただければなというふうに思っております。

私の質問は以上で終わります。

議長（高宮一明君）

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。議事の都合により明日7月5日を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、7月5日を休会とすることに決定しました。

なお、7月5日は、議案審査のため、輝くふるさと常任委員会を開会しますので、お知らせします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（散会時刻 13時53分）